

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立柏里保育所引継ぎ・共同保育業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 たから福祉会

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間移管に先立ち、移管先法人への円滑な保育引継ぎを図ることを目的に、当該保育所の職員及び移管先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施しつつ、保育の内容等に関する事項の引き継ぎを行うものである。

上記法人は、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、選定された移管先法人である。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者が、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であることから、本市が当該保育所を民間移管する予定の法人に対して本件業務委託を行うものである。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話番号 06 - 6684 - 9109）

6 その他

令和7年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立喜連保育所引継ぎ・共同保育業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 みんなの未来計画

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間移管に先立ち、移管先法人への円滑な保育引継ぎを図ることを目的に、当該保育所の職員及び移管先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施しつつ、保育の内容等に関する事項の引き継ぎを行うものである。

上記法人は、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、選定された移管先法人である。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者が、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であることから、本市が当該保育所を民間移管する予定の法人に対して本件業務委託を行うものである。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話番号 06 - 6684 - 9109）

6 その他

令和7年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市習い事・塾代助成事業に関する包括的業務委託（概算契約）

2 契約相手側

TOPPAN 株式会社 西日本事業本部

関西クロステックビジネスイノベーション事業部 事業部長 粟野 充裕

3 随意契約理由

大阪市習い事・塾代助成事業では、市内在住の小学5年生から中学3年生の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用を助成しており、制度開始当初より、事業運営の大部分については包括的に民間事業者による業務委託している。

委託にあたっては、利用者に対するサービスの低下をきたすことなく効率的・効果的に安定した事業運営が行えることが重要であるため、「障害発生時等における緊急体制が構築され、速やかな対応が可能であること」、「不正利用等を防止するための各種対策などを講じることができること」、「万が一、契約期間中に制度改正を行う必要が生じた場合であっても、市民に対して柔軟で円滑な対応ができること」といった条件を満たす必要がある。また、本事業では、児童・生徒が本市に居住することを要件としていることから、本市事務管理システムと連携し、資格審査を実施しているため、本市システムに影響を及ぼすことなく適切なデータ連携が可能であること、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行うことも必要である。

このようなことから、平成25年度に実施した総合評価一般競争入札で落札した事業者が提案したICカードを用いる手法により、事業者が構築した専用WEBシステム等を用い、事業を実施している。

また、現行の事業運営方法について令和7年度利用分までの実施とし、令和8年度から新しい事業運営方法への見直しを予定しており、見直しにあたっては令和7年度を準備期間とする長期継続契約の締結を予定している。

よって、令和7年度に向けて、利用者及び参画事業者等へのサービス低下をきたすことなく、継続かつ安定した事業実施を行うことができる事業者は、現行の事業運営にかかる専用WEBシステム等を構築し、本事業に必要な体制が既に確保されているTOPPAN株式会社のみである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定に該当するため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する。

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課(こども育成事業グループ)(電話番号 06-6684-9467)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市こども医療費助成にかかる公費負担医療費の審査支払及び柔道整復師の施術にかかる療養費審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である医療費助成における公費負担医療費等は、保険者への医療保険の請求と一体的に行われるものであることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通の国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、府内共通の国保総合システムの利用が必須であることから、当該システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ（06 - 6208 - 7971）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市ひとり親家庭医療費助成にかかる公費負担医療費の審査支払及び柔道整復師の施術にかかる療養費審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である医療費助成における公費負担医療費等は、保険者への医療保険の請求と一体的に行われるものであることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通の国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ（06 - 6208 - 7971）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市こども医療費助成にかかる審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金 大阪審査委員会事務局

3 随意契約理由

この業務は、療養給付後の自己負担費用から一部自己負担額を除いた費用の審査及び支払に関する事務を行っている。

社会保険にかかる療養の給付に関する費用の審査及び支払業務は、社会保険診療報酬支払基金法第 15 条に業務として明記されており、同条第 3 項に「国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる」と規定されている。

保険者は、社会保険診療報酬支払基金を通じて療養の給付に関する費用の審査及び支払に関する事務を委託しているため、公費併用での請求となる公費負担医療についても、保険者とともに同団体に委託せざるを得ないため、社会保険診療報酬支払基金大阪審査委員会事務局と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ
電話番号（06-6208-7971）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市ひとり親家庭医療費助成にかかる審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金 大阪審査委員会事務局

3 随意契約理由

この業務は、療養給付の自己負担額から一部自己負担額を除いた費用の審査及び支払に関する事務を行っている。

社会保険にかかる療養の給付費用の支払及び審査業務は、社会保険診療報酬支払基金法第 15 条に業務として明記されており、同条第 3 項に「国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる」と規定されている。

社会保険者は、社会保険診療報酬支払基金を通じて療養の給付に関する費用の審査及び支払に関する事務を委託しているため、公費併用での請求となる公費負担医療についても、保険者とともに同団体に委託せざるを得ないため、社会保険診療報酬支払基金大阪審査委員会事務局と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ
（電話番号 06 - 6208 - 7971）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度副本管理支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

副本管理支援システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態を維持すること、また万が一の障害等に対する予防策及びその際の早期の復旧作業にあたっては、プログラムの仕様を細部まで理解している本システムの開発元である（株）NTTデータ関西でなければ対応ができない。

また、本システムの運用において、システム自体は中間サーバ接続端末上に配置され、システムが使用・生成するファイルは中間サーバ接続端末及び番号制度対応ファイルサーバ内に格納されることになるが、中間サーバ接続端末及び番号制度対応ファイルサーバは本市業務システムの統合基盤上に構成されていることから、環境設定等については統合基盤の保守業者である（株）NTTデータ関西が受託している。統合基盤環境下の保守業務にあたっては環境設定への影響がないことを確認しなければならず、環境設定そのものを熟知していることが望ましい。

以上の要件を勘案し、副本管理支援システム保守支援業務委託を受託できる事業者は（株）NTTデータ関西以外に存在しないため、随意契約により業務委託契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課ひとり親等支援グループ
(電話番号 06-6208-8034)

6 その他

令和7年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度親子関係再構築支援事業(児童虐待からの脱暴力支援プログラム)
実施業務委託

2 契約の相手方

京都市中京区西ノ京北聖町24 新二条ビル3F
一般社団法人UNLEARN 代表理事 中村 正

3 随意契約理由

本案件は児童虐待を行った保護者が当プログラムに参加することを通じて、自らの行動への気づきを深め、暴力に頼らないこどもへのかかわりを獲得することを目的とする業務である。

この事業は平成18年度に立命館大学より研究協力の依頼を受け、児童虐待に至った父親等を対象にグループワークを開始し、平成22年度からは大阪府や堺市もこの研究協力に参画し、家族再統合支援のための有効な一資源として活用されてきたが、研究協力の有効期限が令和6年度末までとなっていた。並行して、当センターでは、保護者への脱暴力支援の効果を高めるため、家族再統合支援事業で上記研究者を外部スタッフカウンセラーの一員として登録し、保護者の個別カウンセリングを行ってきた。

これらの本市独自の取組みであった家族再統合支援事業は令和6年4月施行の改正児童福祉法において法定事業となり、親子再統合（親子関係再構築）支援事業として拡充再編された中に保護者支援プログラムが位置付けられているが、上記協力期間が終了した後も脱暴力支援業務は必要であることから、新たに外部発注による業務委託を行うにあたり、業務の性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行なった。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記事業者が契約相手方として適当であるとのことであったため、一般社団法人UNLEARNと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター
(電話番号 06 - 4301 - 3146)

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 里親等相互交流支援事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市里親会

3 随意契約理由

大阪市里親会は、里親同士が交流し悩みや相談も分かち合いながら受託児童の養育の向上を図ることを目的として結成された団体であり、大阪市認定の養育里親のほとんどが会員となっている唯一の団体である。

本事業については、里親制度を理解しているだけでなく、里親等が一人で養育の悩みを抱え込み孤立することのないよう、当事者にしか分からない養育上の悩み等を把握し、定期的な交流を行って当事者同士の繋がりを築きながら、養育技術の向上を図っていくことが必要である。大阪市里親会は当事者の立場から事業を実施できる唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当するため特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター
(電話番号 06 - 4301 - 3146)

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 養子縁組里親支援事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 家庭養護促進協会

3 随意契約理由

本事業においては、里親委託や養子縁組の業務の性質上、きわめて高度の専門性と実績を必要とし、こども相談センターと密接に連携して事業を行う必要がある。

公益社団法人家庭養護促進協会は、里親探し専門の民間の児童福祉団体であり、大阪府内において、法律に定める民間あっせん機関の許可を受け養子縁組斡旋・里親委託に取り組んでおり、こども相談センターとの連携機能を十分有している唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、本事業を公益社団法人家庭養護促進協会に委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター

(電話番号 06 - 4301 - 3146)

随意契約理由書

1 契約案件名

令和7年度 離婚・養育費に関する無料専門相談業務委託（概算契約）

2 契約相手方

大阪弁護士会 会長 森本 宏

3 随意契約理由

本事業は、離婚・養育費に関する法律的な知識を要する専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスをを行うものである。

業務の履行にあたっては「離婚・養育費問題」に対応するために、ある程度の経験や識見を有している弁護士の派遣を受けることが望ましく、また随時の相談対応等において必要な弁護士を安定的に確保する必要があるが、委託先である大阪弁護士会は、弁護士法第31条第2項に基づいて設立された弁護士の指導・連絡・監督などの事務を行なう強制加入団体であり、大阪市を拠点する弁護士が全員所属している唯一の団体である。

また、弁護士紹介制度を無料で実施しており、受付弁護士が事案の内容などをヒアリングし、弁護士の紹介を実施するというノウハウを有しているため、予定する担当弁護士が対応不可能となった場合にも、代替要員を派遣するなど不測の事態にも安定的に対応することができるという理由から、本事業の委託を唯一履行できる受注者と言える。

また、本事業について相談案件によっては継続相談が見込まれることになり、その受託による利益を目的とした不適切な入札を招きかねない懸念が生じるが、大阪弁護士会は法律相談に赴く担当弁護士が継続的な法律相談受任を直接行わない体制を構築しており、受託利益を想定した不適切な法律相談が排除できるという利点もある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話：06-6208-8034）

随意契約理由書

1 案件名称

母子保健にかかる訪問事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府助産師会

3 随意契約理由

助産師は、産褥期の養育者の身体・精神面について十分な知識を有し、母子相互作用の視点から育児の支援ができ、この時期に訴えの多い母乳育児や育児に関する相談に対して、個別性を重視した保健指導を具体的に行うことができる。また乳児及び妊産婦の健康管理だけでなく、養育力を高めるための支援も児童虐待予防の視点から重要であり、その技術を兼ね備えているのは助産師である。

本事業は、産婦の健康保持増進等を目的として、3か月健康診査を受けるまでの間の乳児を持つ家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」、児童虐待の未然防止を目的として、望まない妊娠等により出産後も育児困難が予想される妊婦・養育が困難になっている家庭を訪問する「専門的家庭訪問支援事業」及び乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施し、養育者が赤ちゃんに対してどのような気持ちを抱いて接しているかを客観的に把握・評価する「赤ちゃんへの気持ち質問事業」、出産間近な妊婦の不安の解消及び出産後の見通し等を一緒に確認することを目的として、妊娠8か月頃の妊婦を訪問する「妊娠8か月頃面談事業」があり、いずれの事業も、乳児及び妊産婦を対象に実施するものである。

そのため、本事業を実施するにあたっては、妊娠期から産褥期の養育者の身体・精神面について十分な知識を有し、個別性を重視した保健指導を具体的に行うことができる専門職である助産師による実施が必要不可欠である。

また、本事業は、大阪市内24区に設置された保健福祉センターから依頼があれば、迅速に家庭訪問を実施する必要性があることに加え、訪問日は妊産婦の訪問希望日時に合わせる必要がある。現状、これらに対応でき、助産師を毎回確実に派遣できる団体は、大阪市内約800人の助産師が属し、助産師の派遣に関して柔軟に対応できる組織力や調整力を有し、さらに助産師業務の水準を維持・改善・向上のため、専門性の高い知識を学ぶための研修の実施と技術の練磨に組織的に努めている一般社団法人大阪府助産師会（以下「助産師会」という。）の他にはいない。

以上により、本事業を委託できる唯一の団体である助産師会と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ（電話番号 06-6208-9967）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度児童虐待防止対策研修事業業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

3 随意契約理由

本業務は、各区の子育て支援室職員を対象に、児童虐待や要保護児童対策地域協議会に関する専門性向上を図ることを目的として研修を実施するものである。研修の対象者としては、各区に配置される「要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）調整担当者」と、「要対協調整担当者」以外の各区「子育て支援室担当者」としており、「要対協調整担当者」に対しては国が定める研修カリキュラムに沿った内容で研修を実施し、「子育て支援室担当者」は国が定める研修カリキュラムの内、演習型の研修等、特に専門性の向上に資する部分に絞って実施する。

これまでは、「要対協調整担当者」向けの研修のうち、児童福祉司任用前講習会については、本市において実施し、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修については、特定非営利活動法人児童虐待防止協会（以下、「本事業者」という）が実施してきたところであるが、令和7年度以降は、児童福祉司任用前講習会についても国が定める研修カリキュラムに沿ったうえで各区の子育て支援室の業務内容にあわせた研修を実施し、あわせて「要対協調整担当者」以外の各区「子育て支援室担当者」に対しても、演習型の研修等、特に専門性の向上に資する内容について研修を実施することと決定した。

本業務の目的を達成するためには、国が定める研修カリキュラムの正確な履行及び本市の児童虐待対応の現状や各区要対協の課題に即した実践的な研修を行う必要があり、児童福祉、こども家庭相談援助、児童虐待対応、要対協運営、こどもの権利擁護、母子保健との連携といった様々な分野にかかる高い専門性と豊富な知識、経験を有するとともに、各区要対協の現状・課題を把握し、研修の場において各区子育て支援室職員からの質問に的確に対応し実践的な指導・助言を行うことが出来る講師体制を備えていることが必要である。

本事業者は、各区要対協に児童虐待についての専門的知識をもったスタッフ（学識経験者、心理職、ソーシャルワーカー、弁護士等）であるスーパーバイザーを派遣し区のニーズに応じた助言支援を行っていることから、各区要対協の現状・課題を把握

したうえで研修を実施することができるなど、上記の要件をすべて備えており、本業務を遂行できる唯一の団体であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 管理課 児童支援対策グループ（電話 06-6208-8032）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度要保護児童対策地域協議会機能強化事業（SV派遣）業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

3 随意契約理由

本業務は、各区要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に児童虐待についての専門的知識をもったスタッフ（学識経験者、心理職、ソーシャルワーカー、弁護士等）であるスーパーバイザーを派遣し、関係機関に対する研修、要対協の運営面に関する継続的な支援等を行うものである。本業務を委託する事業者は、福祉だけでなく心理や法律、保育等といった様々な分野にかかる豊富な知識、経験を有している専門スタッフを擁している必要がある。その理由として、児童虐待は身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待と多岐に渡り、児童虐待に関する課題、危険度に応じて求められる対応がケースによって異なってくることが挙げられる。そのような状況下、各区のニーズや疑問、個別相談に対して十分に対応するためには、複数の分野のスタッフを擁している必要がある。また、本事業は大阪市内のすべての各区役所で実施しており、各区の様々なニーズに対して区と協議し、需要に見合ったスタッフを選定し、派遣することが出来る必要がある。特定非営利活動法人児童虐待防止協会は、児童虐待防止事業に不可欠な児童福祉や法律、心理についての専門性の高いスタッフを一定規模確保しており、それぞれのニーズに応じた人材をコーディネートし、区役所からの要請に応じて講師を派遣できる体制を確立している。さらに、他の自治体においても現在調査している中では児童虐待防止協会でしかスーパーバイザーの派遣の実施が見受けられない。以上により、児童虐待防止協会は本業務を適切に運営し、要対協運営の継続的な支援等の目的を達することができるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 管理課 児童支援対策グループ（電話 06-6208-8032）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市発達障がい児等特別支援教育相談事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長 市田 守男

3 随意契約理由書

本業務は、障がいのある子どもに対しては、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症など、障がいの多様性を十分認識したうえで、生活面での特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する早期対応が求められている。これらの障がいを背景として、学齢期に不適應を起こす子どもも少なくない状況にあり、幼児期のうちに保護者や幼稚園教諭などが、子どもの特性に気づき、適切な支援策を講じることが何よりも大切である。

本事業においては、市内の私立幼稚園等の教職員からの相談に対し、発達障がい児等特別支援教育に関する適切な助言・指導を行うとともに、在園児の保護者等からの相談を受け、子育てに関する負担感・不安感を解消するよう支援していく必要があり、単に臨床心理士、公認心理士の資格を有するだけでなく、特別支援対応、幼児教育等の専門知識の経験、見識が必要である。

一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会は、市内の私立幼稚園全園が加入しており、教育分野および子どもの発達分野において専門性を有する臨床心理士を市内全域の対象園に対応できる唯一の団体であることから、一般社団法人大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市病児・病後児保育事業委託

2 契約の相手方

医療法人 順心会 外 23 事業者

3. 特名随意契約理由

本市の病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、保育所に通所している児童及びそれと同様の状況にある児童（小学校修了までの児童を含む）が病気の際に、自宅での保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない期間（原則として1週間）、昼間その児童を預かる事業であり、「大阪市こども計画」（以下「計画」という。）に基づき、拡充を図っていくこととしている。

本市では、0～2歳児の保育の無償化など子育て支援の充実を進めていることから、本事業のさらなる利用者増が見込まれており、増大するニーズに対して安定的にサービスを提供する体制を確保する必要があるため、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方とする。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06 - 6208 - 8112）

随意契約理由書

1 案 件 名 称 大阪市一時預かり事業業務委託（一般型）（概算契約）

2 契約の相手方 社会福祉法人西淀川福祉会

3 随意契約理由

本市においては、市立保育所の再編整備の一環として、市立保育所の運営を民間委託しており、公募により委託先法人を選定している。

大阪市立佃保育所では令和2年度まで公設置公営保育所として一時預かり事業を実施してきており、運営業務の民間委託を開始した後においても、本市として引き続き同等の行政サービスを提供する必要があるため、当該保育所の運営業務の委託先法人の募集に際して一時預かり業務を含め、令和元年5月に公募を行い、令和元年12月に上記法人を委託先として選定し、令和2年度には引継ぎを行った上、令和3年4月1日から上記法人に佃保育所の運営業務を委託している。公募にあたっては、同保育所で実施している一時預かり業務の実施も条件として付していたことから、保育所運営業務の受託法人が保育所運営業務と合わせて実施することとなる。事業の継続性を確保し、円滑に民間委託を進める必要があることから、委託先法人でなければ当該業務を実施することができない。

よって、上記法人が本保育所を運営する唯一の法人であるため、特名随意契約により上記法人に当該業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（TEL06 - 6684 - 9146）

6 その他

令和7年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案 件 名 称 大阪市一時預かり事業業務委託（一般型）（概算契約）

2 契約の相手方 社会福祉法人来夢

3 随意契約理由

本市においては、市立保育所の再編整備の一環として、市立保育所の運営を民間委託しており、公募により委託先法人を選定している。

大阪市立八幡屋保育所では令和6年度まで公設置公営保育所として一時預かり事業を実施してきており、運営業務の民間委託を開始した後においても、本市として引き続き同等の行政サービスを提供する必要があるため、当該保育所の運営業務の委託先法人の募集に際して一時預かり業務を含め、令和5年5月に公募を行い、令和5年12月に上記法人を移管先として選定し、令和6年度には引継ぎを行った上、令和7年4月1日から上記法人に八幡屋保育所の運営業務を委託している。公募にあたっては、同保育所で実施している一時預かり業務の実施も条件として付していたことから、保育所運営業務の受託法人が保育所運営業務と合わせて実施することとなる。事業の継続性を確保し、円滑に民間委託を進める必要があることから、委託先法人でなければ当該業務を実施することができない。

よって、上記法人が本保育所を運営する唯一の法人であるため、特名随意契約により上記法人に当該業務を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（TEL06 - 6684 - 9146）

6 その他

令和7年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)

2 契約の相手方

社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 外 15 法人
(別紙 1 「委託施設一覧表」のとおり)

3 随意契約理由

大阪市子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)は、保護者が、疾病出産等の理由により、家庭において子どもの養育が困難になった時、1 週間以内を原則として、宿泊を伴い、乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等で子どもを預かり、子育てを支援する事業である。

また、実施施設は国の要綱上、児童養護施設、乳児院、保育所等と規定しており、なかでも、宿泊対応が可能な体制で対応できる施設は、開所時間や職員配置を鑑みると児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設のみである。

以上のことから、本市においても、児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設以外に対応できる施設は他にないため、これらの条件を満たす施設かつ、当事業を希望する事業者すべてと委託契約するものである。

したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会外 15 法人と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話 06 - 6208 - 8112)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」業務委託（週5日型）

2 特名随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」は、地域の子育て支援機能の充実を図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を実施することを業務内容とする。

大阪市立保育所の運営委託化に伴う公募選定にあたり本業務の実施を条件と付しており、また、本業務について保育所と一体で行っていたことから、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であることから、契約相手方と特名随意契約を締結してきたところであるが、今年度より、全体で子育てを支援するという観点から地域に開かれた運営を行うことが強く求められていることに鑑み、地域支援のための取組を業務内容に加えることとなった。

地域支援の取組は、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱上、本業務の基本業務に付随する加算事業として位置づけられていることから本事業の契約相手方のみ実施できるものである。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、契約相手方と特名随意契約を締結する。

3 契約相手方

社会福祉法人西淀川福祉会 理事長 門谷 充男

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」業務委託（週5日型）

2 特名随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」は、地域の子育て支援機能の充実を図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を実施することを業務内容とする。

大阪市立保育所の運営委託化に伴う公募選定にあたり本業務の実施を条件と付しており、また、本業務について保育所と一体で行っていたことから、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であることから、契約相手方と特名随意契約を締結してきたところであるが、今年度より、全体で子育てを支援するという観点から地域に開かれた運営を行うことが強く求められていることに鑑み、地域支援のための取組を業務内容に加えることとなった。

地域支援の取組は、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱上、本業務の基本業務に付随する加算事業として位置づけられていることから本事業の契約相手方のみ実施できるものである。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、契約相手方と特名随意契約を締結する。

3 契約相手方

社会福祉法人向日葵福祉会 理事長 岡本 恒男

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」業務委託（週5日型）

2 特名随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」は、地域の子育て支援機能の充実を図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を実施することを業務内容とする。

大阪市立保育所の運営委託化に伴う公募選定にあたり本業務の実施を条件と付しており、また、本業務について保育所と一体で行っていたことから、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であることから、契約相手方と特名随意契約を締結してきたところであるが、今年度より、全体で子育てを支援するという観点から地域に開かれた運営を行うことが強く求められていることに鑑み、地域支援のための取組を業務内容に加えることとなった。

地域支援の取組は、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱上、本業務の基本業務に付随する加算事業として位置づけられていることから本事業の契約相手方のみ実施できるものである。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、契約相手方と特名随意契約を締結する。

3 契約相手方

社会福祉法人来夢 理事長 竹田 英一

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

随意契約理由書

1 案件名称 大阪市 2025 年大阪・関西万博こども体験事業にかかる動画掲出業務委託事業

2 契約の相手方

(住所) 大阪市中央区南船場 3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル 8 階

(社名) 株式会社大阪メトロ アドエラ

(代表者名) 代表取締役社長 大矢 雅士

3 随意契約理由

2025 年大阪・関西万博こども体験事業（以下、「本事業」とする）は、市内に居住する令和 7 年 4 月 1 日時点の年齢が満 4 歳から 17 歳のこどもに対して、夏休み期間中（7 月 19 日から 8 月 31 日）に、2025 年大阪・関西万博に何度でも入場できる夏パス（チケット ID）を、保護者等からの申請によりプレゼントするものである。

本事業にかかるこれまでの広報活動については、主に令和 6 年 7 月の特設 Web サイト開設以降、市 HP・LINE・広報紙への掲載、小中学校・保育所・幼稚園へのチラシ配付、プロスポーツチーム試合会場でのチラシ配付、子育て家庭に向けた各種通知書へのチラシ同封、地下鉄駅・連携協定企業・商店会・商業施設・区役所をはじめとする市有施設でのポスター掲示等、あらゆるオウンドメディア（市が保有している広報媒体）を軸として広報活動に努めてきた。

今回、万博開幕券による入場期間が終了し、万博の機運が上昇した 5 月以降に、新規媒体であるペイドメディア（広告枠を購入して情報掲載する媒体）を活用して、不特定多数に広く周知して新たな層の取込みを図りたいと考えている（動画広告掲出期間としては、令和 7 年 5 月 1 日～6 月末日を予定している）。

具体的には、大阪メトロの梅田駅（5 月）・なんば駅（5 月・6 月）・天王寺駅（5 月・6 月）の Osaka Metro ネットワークビジョンを利用する。梅田駅は 41.2 万人／日、なんば駅は 32.8 万人／日、天王寺駅は 23.8 万人／日の乗降客数で、大阪メトロで上位 1・2・3 位と非常に利用者が多いことから、3 駅の Osaka Metro ネットワークビジョンを利用することは非常に効果的である。

Osaka Metro ネットワークビジョンは多くの人の目に触れ、視覚的に目立つわかりやすいメッセージを伝えることができるとともに、平日休日で利用者が異なる等、利用者が多岐にわたるため、新たな層へアプローチすることが可能であり、本事業を広く周知するのにきわめて効果的であると考えます。

Osaka Metro ネットワークビジョンについては、すべての業務を大阪メトログループの株式会社大阪メトロ アドエラが一手に担っているため、株式会社大阪メトロ アドエラと特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局企画部企画課

(電話番号 06-6208-8337)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度大阪市中央こども相談センター昇降機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
大阪市西区江戸堀2-6-33
日本エレベーター製造株式会社
大阪営業所 所長 皿澤 良三
- 3 随意契約理由
昇降機設備については、建築基準法及び関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。
昇降機設備は、各製造会社により構造や規格が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。
したがって、本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該昇降機の製造・設置会社である上記事業者と特名随意契約により契約するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
こども青少年局中央こども相談センター管理担当
(電話番号 06-4301-3146)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市病児・病後児保育事業委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 堺あかり会

3. 特名随意契約理由

本市の病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、保育所に通所している児童及びそれと同様の状況にある児童（小学校修了までの児童を含む）が病気の際に、自宅での保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない期間（原則として1週間）、昼間その児童を預かる事業であり、「大阪市こども計画」（以下「計画」という。）に基づき、拡充を図っていくこととしている。

本市では、0～2歳児の保育の無償化など子育て支援の充実を進めていることから、本事業のさらなる利用者増が見込まれており、増大するニーズに対して安定的にサービスを提供する体制を確保する必要があるため、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方とする。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06 - 6208 - 8112）